

旭川工業高等専門学校危機管理要項

制定 平成20年3月11日

改正 平成21年3月10日 平成23年3月18日達第29号

平成23年5月17日達第2号 平成27年3月20日達第34号

平成27年4月28日達第2号 平成28年3月24日達第18号

旭川工業高等専門学校危機管理要項

(目的)

第1条 この要項は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本校の学生及び教職員（非常勤教職員を含む。以下同じ。）並びに近隣住民等の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 この要項に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学生及び教職員の安全に関わる重大な事態
- (2) 教育研究等の活動の遂行に重大な支障がある事態
- (3) 施設管理上の重大な事態
- (4) 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- (5) その他本校が別に定める危機管理マニュアルに規定する危機事象
- (6) 第1号から第4号までに準ずる事態

(校長等の責務)

第3条 校長は、本校における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 副校長（総務担当）は、校長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 教職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理室)

第4条 本校に、危機管理を計画的かつ組織的に推進するために、旭川工業高等専門学校危機管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務担当）
- (3) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 事務部長
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) 技術創造部技術長
- (8) その他校長が指名する者 若干人

3 管理室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 危機管理方針の策定に関すること。
- (2) 危機管理マニュアルの策定に関すること。
- (3) 危機管理教育，研修の企画・立案及び訓練の実施に関すること。
- (4) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。

- (5) 緊急時の組織体制及び情報伝達方法の整備並びに周知に関すること。
- (6) 危機管理に関し、機構本部リスク管理本部との相互連携に関すること。
- (7) その他危機管理に関すること。

4 管理室に室長及び副室長を置く。

5 室長は校長、副室長は副校長（総務担当）をもって充てる。

6 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 管理室の事務は、総務課が処理し、必要に応じて関係部署が参画する。

（危機事象に関する通報等）

第5条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、本校が別に定める危機管理マニュアルに規定する責任部署等または管理室へ速やかに通報しなければならない。

2 責任部署等は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに管理室に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、校長と対処方針を協議しなければならない。

（危機対策本部）

第6条 校長は、危機事象の発生時における対処のために必要に応じて危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 第4条第2項第1号から第7号までに規定する者

(2) その他校長が指名する者

3 対策本部に、本部長及び副本部長を置く。

4 本部長は校長、副本部長は副校長（総務担当）及び事務部長をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 対策本部は、危機事象の対処終了をもって解散する。

7 対策本部の事務は、総務課が処理し、必要に応じて関係部署が参画する。

（危機対策本部の権限等）

第7条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 教職員及び学生は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象の処理に際し、緊急を要する場合には、本校の学内規定等により必要とされる手続きの省略又は当該手続きを対策本部が行うことができる。

4 対策本部は、前項の手続きを省略した場合においては、危機事象の対処終了後に、運営会議に必要な報告をしなければならない。

（機構本部リスク管理本部等との連携）

第8条 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとするものとする。必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

（校長が不在の場合の措置）

第9条 校長が出張等により不在の場合は、副校長（総務担当）がこの要項に基づき、危機管理に対処する。

（秘密保持の義務）

第10条 本校の危機対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、本校の危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 3. 10）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 3. 18 達第29号）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 5. 17 達第2号）

この要項は、平成23年5月17日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 達第34号）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 4. 28 達第2号）

この要項は、平成27年4月28日から施行する。

附 則（平成28. 3. 24 達第18号）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。